

# 論文の和文要旨

論文題目	ヴィルヘルム期ドイツにおける婦女売買 - 婦女売買撲滅ドイツ国内委員会の分析を中心に - <i>Mädchenhandel in Wilhelmine Germany</i> - An Analysis of the <i>Deutsches Nationalkomitee zur Bekämpfung des Mädchenhandels</i> -
氏名	日暮美奈子 Minako HIGURASHI

この論文では、ヴィルヘルム期ドイツにおける婦女売買撲滅運動をとりあげ、運動の展開のなかで観念としての婦女売買が果たした役割を明らかにすると同時に、運動の展開過程でこの観念がどのような変化を遂げたか、さらにこの観念には運動を推進した人々のどのような問題意識が集約され、反映されていたのかを分析する。

婦女売買撲滅運動は、1860年代にイギリスで始まった公娼制度撤廃運動のなかから現れた。運動の中心となったバトラーら廃娼論者は、公娼制度を一種の奴隷制とみなしていた。だが、運動の拡大とともに、その理念は男性優位の社会道徳の維持、強化へと変化した。そこでは、もはや公娼制度それ自体は批判されず、強制売春を目的とする女性の人身売買が「白人奴隷」制として非難された。被害者を「白人奴隷」と呼ぶことにより、婦女売買は排除と限定をともなった観念となった。すなわち、売春を強要するために、ヨーロッパ人の無垢の少女を詐欺、暴力、脅迫などによって連れ去る行為のみが婦女売買とみなされることになった。その観念は、ダイヤー、ステッドらの著作、報道によってイギリスのみならずヨーロッパ大陸にまで広まった。

1880年代以降、婦女売買はドイツにおいてもさかんに問題視された。旅行作家ヨーエーストは、ドイツから世界各地に向けて大規模で組織的な婦女売買が行われていると主張した。その影響は大きく、ベーベルがその著作で引用したほか、婦女売買へのドイツの関与は帝国議会においても議論の的となるほどだった。また、グラウガウ、ベルクら反ユダヤ主義者は婦女売買の担い手をユダヤ教徒に特定し、婦女売買の罪をユダヤ教徒に帰した。婦女売買をめぐるこれらの言説においても、婦女売買は特定の観念としてあらわれた。婦

女売買とは、品行方正な少女を卑劣な方法で連れ出し売春を強制することとして認識されている。イギリスの場合と異なる点としては、被害者がドイツ人少女に限定されたこと、連れ出される先が遠い国外、とりわけ南米と考えられたことがあげられるが、決定的な相違点は、加害者がユダヤ教徒として明確なかたちでたち現れたことであった。

ヴィルヘルム期ドイツにおける婦女売買撲滅運動は、1899年の婦女売買撲滅ドイツ国内委員会の設立とともに始まった。各地の支部委員会、道徳向上運動、福音派、カトリック、ユダヤ教の社会福祉団体、女性運動組織を中核とする国内委員会は、傘下団体の主体性を尊重する緩やかな連合組織であった。その活動は、婦女売買に関する情報収集、被害を未然に阻止するための駅・港湾での街頭活動および広報活動、若い女性にたいする援助、加害者の追跡と被害者の救出、議会や政府への請願など、多岐にわたっていた。国内委員会がほぼ毎年開催した国内会議は、これらの活動の成果と課題を討議する場となった。さらに、国内委員会は国内での活動のみならず、国際的な撲滅活動にも積極的に取り組んだ。ヨーロッパ主要各国の撲滅団体が集う国際大会での議論からは、ドイツ国内委員会が国際的な撲滅運動の指導者として自負の念を抱いていたことがわかる。

ドイツ国内委員会は、当初、運動に先立って形成されていた婦女売買の観念をを否定することから運動を開始した。彼らは、新聞報道のなかの婦女売買が誇張や捏造によって作り出されたものであることを認め、自らの手で婦女売買の実態解明を試みた。しかし、国内委員会が婦女売買とみなした行為は、委員会設立以前から存在していた婦女売買像とほぼ同じものだった。すなわち、婦女売買とは、おもに職業斡旋、求人広告などを悪用した詐欺瞞着により、売春とは無縁のかたぎの少女を外国、とりわけ南米の売春宿へ連れ出す行為とみなされたのである。ただし国内委員会は、婦女売買への東欧のユダヤ教徒の関与それ自体は認めたものの、反ユダヤ的な立場とは一線を画していた。そして、婦女売買はあらゆる立場の相違を越えて解決すべき問題として認識されていた。

他方、国内委員会の調査は思いがけない事実を明らかにした。それは、上記のような行為にドイツがほとんど関与していないことだった。ドイツは単に婦女売買の通過点でしかなく、その対象のほとんどが東欧出身のユダヤ教徒女性だった。まれに、ドイツ人女性が連れ出される場合もあったが、それは女性が納得づくで売春宿の勧誘人に従ったものであることが判明した。このような事実は、撲滅運動の批判者に格好の口実を与えることになった。ドイツに婦女売買が存在しないからには、撲滅運動の必要もないというわけである。これにたいして、国内委員会は婦女売買像を再構築することにより、批判をかわそ

うとした。それは、売春宿廃絶への取り組みとしてあらわれた。国内委員会はそれまで、公的機関との協力、国際的撲滅運動における連帯を考慮し、婦女売買の源泉としての売春宿を積極的に攻撃することはなかったのである。売春宿の問題をとりあげることにより、必ずしも詐欺瞞着などの手段によらなくとも、また、被害者がかたぎの少女でなくとも、さらに、その行き先が国外ではなく国内であっても、女性を売春に至らしめる行為を婦女売買として撲滅の対象とすることができた。国内委員会は婦女売買の範囲を拡大することにより、婦女売買の存在を主張し、自らの存在理由を強調した。

1907年に生じたこの方針転換は、国内外の撲滅運動における廃娼論者の主張を受け入れたものだった。廃娼論者は撲滅運動開始当初から一貫して、婦女売買と公娼制度との関連を指摘し、前者を撲滅するためには後者の撤廃が必要だと説いていた。国内委員会は、婦女売買の範疇を拡大する必要上、廃娼論者の意見を部分的に取り入れ、売春宿の存在のみに反対する立場をとった。公娼制度それ自体を否定することになれば、撲滅運動は廃娼運動となんらかわりがなくなってしまうからである。

売春問題にたいする国内委員会の不徹底な姿勢は、撲滅運動内部にジレンマを引き起こすことになった。売春そのものを撲滅の対象とすることができない限り、撲滅運動は売春と関連すると考えられたあらゆる現象を攻撃することになった。その結果、劇場関係者の売春、曖昧酒場、低俗なショー、若い女性の無分別など随伴現象が槍玉にあげられ、婦女売買だけに問題を限定することが困難となった。しかし、撲滅運動を維持し、推進するうえで、問題の拡散を阻止するわけにはいかなかったのである。

国内委員会がこのようにあくまでも婦女売買の存在に固執したのは、婦女売買が観念として大きな力を持ちえたからだと考えられる。撲滅運動内部では、加盟団体を中心に、指導部が方針転換を打ち出したのちも、国内委員会設立以前から形成されていた婦女売買像を受け入れていた。指導部もまた、一方では婦女売買の範囲を拡大しつつ、他方では撲滅運動内外に広く定着していた婦女売買像を利用して、その存在を強調していた。実際、婦女売買は社会階層、宗派、政治的立場を越えて人々が結集する理念となりえた。婦女売買撲滅は運動参加者にとって人間の尊厳にかかわる「第1級の文化的課題」であり、文明世界に属する自分たちの義務と考えられていた。

しかし、このような普遍的理念を掲げる一方で、撲滅運動が具体的に擁護しようとしていたのは、既存の社会秩序を支える道德原理であった。無垢の少女としての被害者像、悪辣な婦女売買商人像、そして大規模で国際的な婦女売買組織網といった婦女売買像は、

急速に進展する近代化、都市化、工業化、女性の社会進出を背景として生み出され、拡大したものだ。撲滅運動参加者は、これらの社会的変化にたいする危機意識を観念としての婦女売買のなかに投影していたのだ。